

酒造公社事件を覚えていますか

1992年12月、新得酒造公社の不正経理事件が発覚しましたが、町民の多くが真相解明を望んだにもかかわらず、町費による補てんが議決されてしまいました。どうしても納得できなかった私は、当時の町長を相手に住民訴訟を起こしましたが、「被告の裁量権の逸脱ないし濫用に当たるとまではいえない」（1998年2月・判決理由）という結果になりました。住民訴訟では、住民側に立証責任（違法であることを、証拠で明らかにすること）が課せられているため、住民が勝訴するのはなかなか難しいようです。また、裁判官の多くは、行政側の裁量権を広く認める傾向にあります。

新得酒造公社のほうは、税金8億5千万円を投入したにもかかわらず、結局再建のめどが立たず、町がすべての財産権を放棄するという形で解散しました。この支出に賛成した町理事者や議員など、責任ある立場の方々は、消えてしまった8億5千万円を、どのように評価しているのでしょうか。

さて、民事訴訟で勝訴すると、相手方に対して、訴訟費用（交通費・日当・書記料・印紙代などの法定費用で、弁護士費用は含まれません）の支払いを求める裁判（訴訟費用額確定の申立て）を起こすことができます。しかし実際には、全国で年間40万件の民事訴訟（簡裁・地裁）のうち、訴訟費用額確定の申立てをすするのは520件（0.129%・1995年）に過ぎず、特別な事情のある場合に限られているようです。

民事・行政事件（訴訟事件）の既済件数および訴訟費用額確定の申立て（1995年）

	簡易裁判所	地方裁判所	合計
既済件数	244,495	157,551	402,046
訴訟費用額確定の申立て	110	410	520
既済件数に対する申立て割合	0.045%	0.260%	0.129%

ところが、勝訴した佐々木忠利氏は、自分が行った政策判断について一切反省する気持ちが無いようで、訴訟費用額確定の申立てをしてくれました。おかげで、私は佐々木忠利氏に36万4042円を支払わなくてはならず、誰一人とらなかった酒造公社問題の責任を、一町民である私が負う羽目になりました。

カンパをお願いします

佐々木忠利氏からは、「若し、右期間内にお支払いがないときは、支払いの意志がないものと思料し、法律上の手続きを執ることとなりますので予めお含めおき下さい。」と通告されていますが、私には36万4042円を支払う資力がありませんので、強制執行（差し押さえ 競売）を受けることになりそうです。

そこで恐縮ですが、もし、「6年前と比べれば、新得町もずいぶん風通しが良くなった」「税金の無駄使いが減った」...と感じて頂けたなら、そして、私の活動を「少しは貢献したようだ」と評価して頂けるなら、カンパをお願いします。できるだけ多くの方から、無理のない金額をと願っています。金額の多少にかかわらず、お電話くだされば訪問させていただきます。なお、お名前につきましては、とくにお申し出のない限り、すべて匿名とさせていただきますこと、ご了承ください。

行政を変える切り札

とにかく、訴訟というのは、金・ヒマ・手間のかかるものです。

行政が、もっと住民の声に耳を貸すようになれば、行政訴訟などしたくありませんし、議会や監査委員が、もっとしっかりしていれば、住民訴訟など不用です。

もうこれ以上増えないことを切望していますが、私が今まで取り組んだ訴訟の一覧表です。

	請求の内容	結 果	経 費	コメ ント
クマガラの里	損害賠償請求 (名誉毀損)	和解(「遺憾の 意」・40万円)	直接経費39万円 で、電話代・コピ ー代・手間など考 えなければ、何と か...	町長の意に沿わない人は、 職を失ったり、誹謗中傷さ れたり...。 そんな新得町の状況に終止 符を打ちたかったのです。
新得酒造公社	不正経理によ る借金2億円 を町費で補て んしたのは違 法なので、賠 償せよ	敗訴(「被告の裁 量権の逸脱ない し濫用に当たる とまではいえな い」)	直接経費55万円 (内、未払金が 35,000円残って いる)。さらに、 佐々木忠利氏か ら36万4042円 請求されている。	8億5千万円の税金をつぎ 込んだ酒造公社ですが、結 局、町がすべての財産権を 放棄するという形で終結し ました。驚くべき金額です が、この住民訴訟がなかつ たら、町の負担はさらに増 大していたに違いないと、 自分では思っています。
道情報公開	ゴルフ場増設 事前協議書 (決算書・函 面等)の非公 開は違法	1審全面勝訴・2 審90%勝訴・上 告取下(道が全面 公開に応じる)	本人訴訟なので 直接経費は25万 円程だが、費やし た手間が膨大。道 からの訴訟費用 34万円でまかな う。	自社の経営状況を隠し、投 資をおおるバブルの時代。 加担した行政の責任は重 い。 それはさておき、サホロリ ゾートがトマムのような ならなくて良かった。
道弁護士報酬	道敗訴時の弁 護士報酬金支 払いは違法	敗訴	カンパでまかな う。	日弁連の報酬規定を無視 し、負けた弁護士に多額の 報酬金を支払う道。残念な がら、この住民訴訟は敗訴。
道庁不正経理	過去3年間の 不正について 調査・賠償せ よ	和解(調査対象を 1992年度以降に 拡げ、計19億円 を道に返還)	カンパでまかな う。	「過去の不正については調 査しない」というニュース を見て、一夜漬けで書いた 住民監査請求書が発端。

ご意見・ご感想・そしてカンパは、こちらへお願いします。(1998年8月19日発行)

〒081-0039 北海道上川郡新得町新内 芳賀耕一(はが こういち)

TEL & FAX: (01566) 4 - 6 8 9 3

携帯電話: 040-822-1121

郵便貯金: 19100-56191

郵便振替: 02720-4-11147

帯広しんきん新得支店: 普通 0971144